

## 先物・オプションマーケット

### デリバティブ・ヘッジ会計の動向 (2)

立命館大学経営学部専任講師

澤 邊 紀 生

#### IV ヘッジ会計とは

ヘッジ会計が対象とするヘッジ活動は、リスク・エクスポージャーを減少させる目的で行われるものであり、いわゆるダイナミック・ヘッジのような積極的にリスク・ポジションを構築する財務活動を意味するものではない。ヘッジ会計が特殊な会計処理として要請される基本には、リスクの原因である資産・負債等のヘッジ対象とヘッジ手段の両者（ヘッジ構成要素）が一对となってヘッジ活動が行われていることがある。つまり、ヘッジ活動においては不可分に組み合わせられているにもかかわらず、会計上は独立した取引であるヘッジ対象とヘッジ手段との間で損益の認識タイミングにずれが生じることがあるため、このずれを修正する特殊な会計処理が必要とされるわけである。したがって、ヘッジ会計とは「ヘッジが成立した時点から、ヘッジ対象とヘッジ手段の価値変動が同一会計期間内に確実に相殺されるようにするための特殊な処理である」と定義される（FASB 1991：9）。

米国では、1980年代初頭より財務会計基準書第52号「外貨換算」および同第80号「先物取引の会計」においてヘッジ会計の制度化が既にはかられてきている。わが国の場合、企業会計審議会等において議論されてはいるもののヘッジ会計の基準化は時期尚早として見送られてきており、会計制度の整備が急務である領域との指摘が行われている。本稿では、ヘッジ会計の基本バリエーションを簡単に整理した上で、FASB公開草案「デリバティブおよび類似の金融商品並びにヘッジ活動の会計」におけるヘッジ会計の概要を紹介する。

#### V ヘッジ会計のバリエーション

ヘッジ対象とヘッジ手段の間で損益の認識タイミング

にずれが生じるのは、ヘッジ対象とヘッジ手段の評価基準が異なっていること（会計的原因）に起因する場合と、ヘッジ構成要素自体に期間のミスマッチング（非会計的原因）があるため生じる場合とがある。前者は、ヘッジ対象の評価は取得原価によってヘッジ手段は公正価値によって評価されるようなケースである。このような場合ヘッジ会計を行わなければ、ヘッジ手段の公正価値変動額のみが当期損益に反映されるため、会計上はヘッジを行わなかった以上に損益変動が増大する事になる。後者は、ヘッジ対象・手段ともに取得原価で評価されているものの長期保有のヘッジ対象を短期のヘッジ手段でカバーするためにやはりヘッジ手段の損益のみが当期利益に表示されてしまうようなケースである。すべての金融商品を公正価値で評価した場合でも、後述するように予定取引のヘッジ手段としてデリバティブを予定取引に先立って利用するような場合、損益認識タイミングのミスマッチングが生じる。このような場合にも、ヘッジ会計を行うことによってヘッジ活動の実体を反映することが可能となる。

ヘッジ会計の代表的手法としては、(1)繰延アプローチ、(2)公正価値アプローチがあり、さらに繰延アプローチと公正価値アプローチを組み合わせることによって様々な混成アプローチが可能となる。

##### 1 繰延アプローチ

繰延アプローチは、通常ならば当期に認識すべき損益を次期以降に繰り延べることを特徴とする。広義の繰延アプローチは、ヘッジ対象あるいはヘッジ手段の双方の損益が実現する時点まで、既に実現済みの損益を繰り延べるものであるが、通常はヘッジ対象の損益が実現する時点までヘッジ手段にかかる損益を繰り延べる会計処理であると説明されている。このアプローチのメリットは「原価・実現会計」の枠組みに依拠する現行会計基準との整合性の高さが挙げられる。しかし、予定取引のヘッジにこのアプローチが適用される場合、ヘッジ指定されたデリバティブにかかる損益が、資産・負債の定義を満たしていないにもかかわらず独立した貸借対照表項目として計上されてしまうという概念上の問題が付随する。

繰延アプローチのもうひとつの問題点は、完全ヘッジ

を基本形としている点にある。繰延アプローチのひとつの方法は、ヘッジ対象の帳簿価額の修正としてヘッジ手段にかかる公正価値評価損益を繰り延べる方法である。これを設例1で確認すると、ケース1ではヘッジ対象の帳簿価額は900百万円に、ケース2では1080百万円にな

り、完全ヘッジでないために帳簿価額と公正価値は異なるものとなる。繰延アプローチの場合、ヘッジ会計を行うことでヘッジ対象の帳簿価額が公正価値よりいっそう乖離する危険性がある。このような理由から公開草案は繰延アプローチを採用していない(par 100-1)。

設例1 公正価値で通常評価されるヘッジ手段を用いて、取得原価で通常評価されるヘッジ対象をヘッジした。初

年度にそれぞれの公正価値は次のように変動した。単位は百万円とする。

公正価値変動額				
〈ケース1〉オーバーヘッジ				
	期首公正価値	期末公正価値	公正価値変動利得(損失)	
ヘッジ手段	1000	1100	100	
ヘッジ対象	1000	920	(80)	
〈ケース2〉アンダーヘッジ				
	期首公正価値	期末公正価値	公正価値変動利得(損失)	
ヘッジ手段	1000	920	(80)	
ヘッジ対象	1000	1100	100	
繰延アプローチによる処理				
〈ケース1〉オーバーヘッジ				
(借) ヘッジ手段		100	(貸) 繰延ヘッジ手段評価益	100
	繰延ヘッジ手段評価益	100	ヘッジ対象	100
〈ケース2〉アンダーヘッジ				
(借) 繰延ヘッジ手段評価損		80	(貸) ヘッジ手段	80
	ヘッジ対象	80	繰延ヘッジ手段評価損	80

## 2 公正価値アプローチ

公正価値アプローチは、通常ならば次期以降に認識されるべき損益を当期に繰り上げて認識することを特徴とする。公正価値アプローチは、ヘッジ対象をヘッジ手段と同じ公正価値ベースへと評価替えし、それぞれにかかる損益を公正価値変動に即して当該会計期間に認識・計上しようとするものであり、「時価・実現可能性会計」の枠組みに準拠している。従って貸借対照表上においてもヘッジ対象・手段ともに公正価値評価で計上されることになる。このアプローチのメリットは、ヘッジ活動を簡明かつタイムリーに会計上表現可能なことである。しかし、この公正価値アプローチを、現有の資産・負債と関係を持たず確定約定を伴ってもいないいわゆる予定取引

について適用するならば、存在しない予定取引に伴う損益の早期認識が行われてしまうことになる。

また、公正価値アプローチの場合、(a)ヘッジされていないリスク構成要素(例えば、マーケット・リスクがヘッジされているときのクレジット・リスク)に起因する損益、あるいは、(b)ヘッジ手段の損益を超過するヘッジ対象の損益部分をもヘッジ対象の公正価値変動額として認識することが要求される。これらを理由として公開草案においてFASBは、公正価値アプローチの採用を見送った(par. 93)。(b)の場合、通常処理に従うならば認識されないヘッジ対象の損益がヘッジの有効部分を超過して繰上計上されることになる。この点を、公正価値アプローチによる処理の〈ケース2〉で確認されたい。

公正価値アプローチによる処理				
〈ケース1〉オーバーヘッジ				
(借)	ヘッジ手段	100	(貸) ヘッジ手段評価益	100
	ヘッジ対象評価損	80	ヘッジ対象	80
〈ケース2〉アンダーヘッジ				
(借)	ヘッジ手段評価損	80	(貸) ヘッジ手段	80
	ヘッジ対象	100	ヘッジ対象評価益	100

## VI 公開草案のヘッジ会計

公開草案では、(1)公正価値ヘッジ、(2)キャッシュフロー・ヘッジ、(3)在外事業に対する純投資の価格変動リスクのヘッジ、のそれぞれについて異なるヘッジ会計の適用を求めている。公正価値ヘッジは公正価値アプローチのようにヘッジ対象の損益を繰り上げて認識することを基本とするものであるが、ヘッジ対象にかかる公正価値変動額のヘッジ手段にかかる公正価値変動額を超過しない範囲をヘッジの有効な部分とみなして、繰り上げを行う特徴を有している。

キャッシュフロー・ヘッジは、確定した約定のない将来取引である予定取引に伴うリスクをヘッジする活動である。予定取引にはそれに結びつく資産・負債が存在せず、従って資産・負債の公正価値変動リスク・エクスポージャーも存在しない。予定取引から生じるリスク・エクスポージャーはキャッシュフロー・エクスポージャーであり、公正価値ヘッジと同じ処理を適用することは困難であるため、特別なヘッジ会計処理が求められることとなった。その結果、キャッシュフロー・ヘッジでは、繰延アプローチを基本としてヘッジ有効部分のみについてヘッジ手段たるデリバティブの損益繰延を行う処理が提案されている。なお、為替リスクのヘッジについては基準書第52号「外貨換算」の規定をそのまま適用する旨の特例が設けられている。

以下でそれぞれのヘッジ会計について、ヘッジ会計手法、およびヘッジ会計の中断について解説しておく。ヘッジ会計は任意適用であるため、ヘッジ会計を行うためには経営者によって当該取引がヘッジ取引であるという

指定を行う必要があるが、それとともに当該取引がヘッジとして指定される前提として満たされるべき要件が特に重要となる。そこで、やや長くなるが公開草案におけるヘッジ指定要件を公正価値ヘッジについてのみまとめておいた。

### 1 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとは、会計上認識されている資産・負債あるいは確定約定にかかる公正価値変動リスクをヘッジする活動を意味している (par. 3)。

#### 1.1 公正価値ヘッジ指定の要件 (par. 12)

以下のすべての要件が満たされた場合、ヘッジ会計の任意適用が認められる。

a. ヘッジ開始時点において、ヘッジ手段とヘッジ対象について正式に文書が残されており、その文書にはヘッジされるリスクについての説明も含まれていること。

b. 当該デリバティブの利用が既存のリスク管理方針と整合的であること。

c. ヘッジ対象が、ある資産・負債の全体であるか一部であるかが明確に識別されていること。資産・負債の一部をヘッジする場合には、ヘッジされる部分が全体の何パーセントであるか明示すること。

d. ヘッジ対象は、単一の資産・負債（あるいはその一部）であるか、または類似の資産・負債（あるいはその一部）のポートフォリオであること。ヘッジ対象がポートフォリオである場合、その構成項目は共通の特徴を有しており、様々な市況の変化に対して同じ反応を示すことが予測されること。

e. ヘッジ対象は、容易に測定可能な信頼しうる公正価値を有しており、デリバティブの公正価値変動額によってヘッジ対象の公正価値変動額が実質的に相殺されることが、ヘッジ開始時点においてもまたそれ以降も継続的に予測されること。しかし、片側リスクのみをヘッジするデリバティブ（買建オプション等）の場合には、デリバティブにかかる公正価値の増大額がヘッジ対象の公正価値の減少額を実質的に相殺することが、ヘッジ開始時点においてもまたそれ以降も継続的に予測されること。

f. 個々のヘッジ対象は、その価格が変動した場合、報告利益に影響を及ぼすリスク・エクスポージャーを伴っていること。

g. ヘッジ手段として指定されたデリバティブが、ネットで売建オプションとなっていないこと。合成オプション（カラー等）については、それが独立したデリバティブであるかまたはほかの金融商品に埋め込まれたものであるかを問わず、契約時あるいは契約期間を通じてネットでプレミアムをオプション料として現金そのほかの形で受け取っている場合に、ネットの売建オプションとみなすべきである。さらに、売建オプションをほかのオプション以外のデリバティブと組み合わせたものはヘッジ手段と指定することはできない。

h. ヘッジ対象がその一部を構成するグループ項目に設定された評価勘定、繰延費用、プレミアム・ディスカウントは、これらをヘッジ対象（項目）に配分することができる。

i. ヘッジ対象が次のものでないこと。(1)基準書第115号「債務証券および持分証券の投資の会計」に従って満期保有証券として分類される債務証券、(2)未採掘の石油・ガス・鉱物、成長中の農産物や類似の項目、(3)無形資産、(4)持分法によって処理される投資、(5)基準書第122号「モーゲージ・サービス権の会計」に従って資産とし

ては認識されないモーゲージ・サービス権、(6)基準書第13号「リース取引の会計」に定義されるリース、(7)基準書第60号「保険会社による会計と報告」、第97号「保険会社による特定の長期契約及び投資売却実現損益の会計と報告」、第113号「短期及び長期契約の再保険の会計と報告」に定義される保険契約上の負債。ただし債務保証を除く。

j. ヘッジ開始時において、ヘッジ対象にかかるキャッシュフローは予定取引のキャッシュフロー・ヘッジとしてヘッジされないこと。

## 1.2 公正価値ヘッジ手法 (par. 11&13-7)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動に伴う損益は、その変動が生じた会計期間に認識し、稼得利益に含めなければならない(par. 11)。ヘッジ対象の公正価値変動額は、ヘッジ手段の公正価値変動額を相殺する限りにおいて、その変動があった会計期間の稼得利益として認識されねばならない。ヘッジ手段の公正価値変動額を上回るヘッジ対象の公正価値変動額部分は、当該会計期間の稼得利益としては認識されないが、次会計期間以降にヘッジ手段の公正価値変動額がヘッジ対象の公正価値変動額を上回る場合に認識の対象となる(par. 13)。

この結果、デリバティブの損益がヘッジ対象の損益を上回るオーバーヘッジの場合には、その超過部分が稼得利益に反映されることになるが、デリバティブの損益がヘッジ対象の損益をちょうど相殺する完全ヘッジの場合や、デリバティブの損益がヘッジ対象の損益を下回るアンダーヘッジの場合には、稼得利益への影響は生じない。つまり、ヘッジの有効性がヘッジ手段の公正価値変動額を上限として決められているため、ヘッジ対象について非保守的な損益の認識は回避されることになる。

公正価値ヘッジの処理				
〈ケース 1〉 オーバーヘッジ				
(借)	ヘッジ手段	100	(貸) ヘッジ手段評価益	100
	ヘッジ対象評価損*	80	ヘッジ対象	80
〈ケース 2〉 アンダーヘッジ				
(借)	ヘッジ手段評価損	80	(貸) ヘッジ手段	80
	ヘッジ対象	80	ヘッジ対象評価益*	80
* par. 14の(a)の解釈に従った場合。				
(b)の解釈に従うならば繰延ヘッジ手段評価損益となる。				

この公正価値ヘッジ手法は、(a)デリバティブにかかる全損益とそれによって相殺されるヘッジ対象にかかる損益とを稼得利益に含めて認識しているともいえるし、(b)デリバティブにかかる損益を、ヘッジ開始後に生じたヘッジ対象にかかる損益の分だけ（ヘッジ対象の帳簿価額の修正として）繰り延べているともいえる（par. 14）。

### 1.3 公正価値ヘッジの中断

上述の公正価値ヘッジ要件のどれかが満たされなくなった場合、デリバティブが満期あるいは売却・決済・行使された場合、あるいはまた当該企業が公正価値ヘッジの指定を解除した場合には、ヘッジ会計に従った処理を中止しなければならない。確定約定の履行の見込みがなくなった場合、それまでに認識されていた資産・負債を除去し、対応する損益を稼得利益に含めて認識せねばならない（par. 18）。

## 2 キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジとは予定取引にかかるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジするためのヘッジ活動を意味する（par. 3）。

### 2.1 キャッシュフロー・ヘッジ手法

予定取引のキャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブにかかる公正価値変動額は「その他の包括利益」中に報告し、予定取引の予定日（当初より予定取引が実施されると予定されていた日）において、「その他の包括利益」中の公正価値変動累計額を稼得利益に振

り替えなければならない（par. 24）。

### 2.2 キャッシュフロー・ヘッジの中断

キャッシュフロー・ヘッジ要件のいずれかが満たされなくなった場合、デリバティブが満期あるいは売却・決済・行使された場合、あるいはまた当該企業がキャッシュフロー・ヘッジの指定を解除した場合には、ヘッジ会計に従った処理を中止しなければならない（par. 26）。この場合、キャッシュフロー・ヘッジの中断時まで「その他の包括利益」中に累積された損益は、当初の予定取引実施日に稼得利益に振り替えられねばならない。ただし、(a)予定取引がもはや行われないと予測され、かつ、(b)予測の変化が、孤立した非反復的な異常事象に起因する場合には、予定取引の実施が見込めなくなった時点で、繰延損益を稼得利益に振り替えて認識する（par. 27）。

### 3 在外事業に対する純投資の価格変動リスクのヘッジ

在外事業に対する純投資の価格変動リスクのヘッジとして指定されたデリバティブにかかる外為取引損益は、機能通貨とデリバティブ表示通貨間でのスポット・レート変動に基づいて機能通貨でのキャッシュフロー増減額として決定される。この場合、外為取引損益は、為替換算調整勘定と同様に処理される。ただし、ヘッジ手段たるデリバティブにかかる公正価値変動額と為替換算調整勘定として報告される金額との間に差額が存在する場合には、その差額は稼得利益に含めて報告されねばならない（par. 28）。

## VII おわりに

FASBは、すべての金融商品を公正価値で認識することを目標としているが(par. 91)、概念的にも、また公正価値の測定方法の水準からしても、解決せねばならない様々な問題が残されているとの現状理解があり(par. 87・91)、イギリスのように、すべての金融商品への時価評価適用が主張(ASB 1996)されているわけではない。FASBの基本方針は、現行実務に無用な混乱を来すことなく現行会計基準の拡張によって金融商品をめぐる会計問題を解決しようとする漸進的アプローチであるが(柴1996:35・7)、この公開草案ではデリバティブの会計に関しては統一的な基準を公正価値をベースとして提案するに至っている。また、すべての金融商品への公正価値適用を強行しなかったことを補完するため、広範なヘッジ会計に関する指針が登場したのもこの草案の特徴である。わが国でもディスクロージャー・レベルでは公正価値情報の開示が制度化されつつあり、公正価値を会計レベルにおいても利用しやすい状況にはなっている。しかし、ヘッジ手段としてデリバティブを捉えた場合の中心の問題は、単に公正価値の適用(時価評価問題)のみにあるのではなく、ヘッジ対象資産・負債とヘッジ手段の間で統合的に会計が行えるかというヘッジ会計の制度化にあると言える。

## 参考文献

- 古賀智敏(1996)『デリバティブ会計』森山書店。  
柴健次(1996)「デリバティブのディスクロージャーと時価評価導入の方向性」『企業会計』第48巻第11号, 30・7ページ。  
山田昭広(1996)「FASB公開草案『派生および類似の金融商品並びにヘッジ活動の会計』および『包括利益の報告』の概要」『企業会計』第48巻第9号, 85・90ページ。  
ASB(1996), *Discussion Paper : Derivatives and other Financial Instruments*.  
FASB(1985), Statement of Financial Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*.  
FASB(1990), Statement of Financial Accounting Standards No. 105, *Disclosures of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk*.  
FASB(1991a), Statement of Financial Accounting Standards No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*.  
FASB(1991b), Bierman, H., L. T. Johnson, and D. S. Peterson, *Hedge Accounting : An Exploratory Study of the Underlying Issues*.  
FASB(1993), Statement of Financial Accounting Standards No. 115, *Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities*.  
FASB(1994), Statement of Financial Accounting Standards No. 119, *Disclosures about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments*.  
FASB(1996a), *Exposure Draft : Accounting for Derivatives and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*.  
FASB(1996b), *Exposure Draft : Reporting Comprehensive Income*.  
FASB(1996c), *Derivatives and Hedging : Questions, Answers, and Illustrative Examples*.

